

議案第7号

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

(新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

(新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和29年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1号中「貸間を含む」を「貸間を含む。次号において同じ」に、「使用料を含む」を「使用料を含む。以下同じ」に、「職員」を「職員(管理者が定める職員を除く。)」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第5条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の職員等について、その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに支給する住居手当を廃止する等のため、本案を提出する。